

# 税の申告相談 始まります

～必要書類の準備はお早めに～  
令和7年分の収入にかかる確定申告や町・県民税の申告が始まります。申告が必要な人は必要書類を準備の上、期限内に申告手続きを行いましょ  
う。 問 税務課 (内線 2112、2113)

## ▶はじめに確認しましょう◀

### ①給与

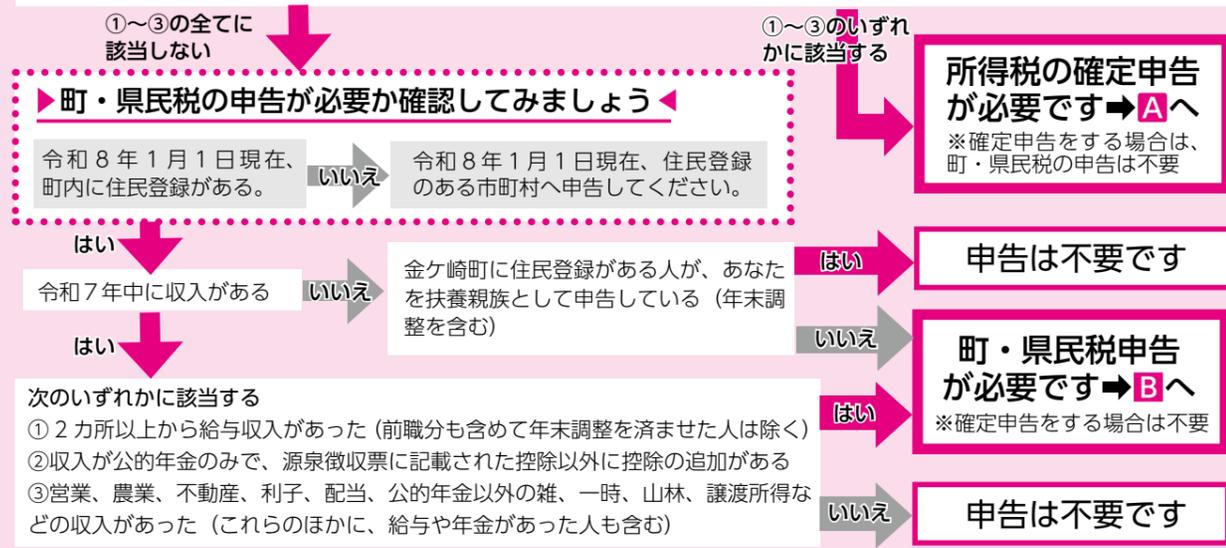
- ▶給与収入（パート・アルバイトを含む）があり、医療費控除や住宅ローン控除を受け、所得税の還付申告をする人
- ▶年末調整をした給与以外に営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得が20万円を超えた人
- ▶2カ所以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた人

### ②年金

- ▶公的年金のみ収入があり、所得税の還付や納付の申告をする人
- ▶公的年金収入が400万円を超えた、または公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超えた人

### ③その他

- ▶営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡など所得の合計額が、所得控除額の合計額を超えた人



## ▶申告に必要なもの◀

種類	対象者	必要なもの
共通	申告する人全員	▶マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート、保険証など）※扶養申告の場合は対象者全員分 ▶確定申告のお知らせはがき（税務署から送付を受けた人） ▶申告者の口座番号が分かるもの（確定申告をする場合）
収入・経費	給与、年金収入がある人	▶令和7年分の源泉徴収票
	営業、農業、不動産収入がある人	▶収入・支出が分かる帳簿、農業所得整理表（農業収入がある人）等 ※農業所得整理表は税務課窓口、各生涯教育センターに設置しています。 ▶米の販売証明書（農業収入がある人）
	その他の収入がある人	▶収入と経費の内容が分かるもの
控除	医療費控除を受ける人	▶令和7年中に支払った医療費をまとめて記入した医療費控除の明細書 ※明細書は税務課窓口、各生涯教育センターに設置しています。
	社会保険料控除を受ける人	▶国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、農業者年金掛金の領収書 ▶国民年金保険料控除証明書
	生命・地震保険料控除を受ける人	▶保険会社などが発行する控除証明書
	障害者控除を受ける人	▶障害者手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定通知書（精神または身体の障害があり、関係機関から認定を受けているとき）
	配偶者（特別）控除を受ける人	▶配偶者の所得が分かるもの

## A 所得税の確定申告が必要な人

税務署主催 確定申告書作成会場

■日時 2月16日(月)～3月16日(月) (土日・祝日を除く)

■受付時間 午前9時～午後5時 ※土地等の譲渡所得や贈与税の申告相談は、「火・水・木」曜日です。

■会場 水沢税務署 ☎番号 24-5111 (奥州市水沢西上野町3-5)

※会場への入場には「LINEでの事前予約」又は当日配布の「入場整理券」が必要です。

また、申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使用し、申告書等を作成していただきます。マイナンバーカードに設定した、下記のパスワード（両方）をお持ちください。

①署名用電子証明書（英数字6～16文字）②利用者証明用電子証明書（数字4ケタ）

## B 町・県民税の申告が必要な人

■日程 2月16日(月)～3月16日(月) (金土日祝日を除く)

■受付時間 午前8時45分～11時30分・午後1時15分～3時

※混雑状況によっては、午前の受付でも午後の申告相談となる場合があります。

■会場 金ケ崎町役場1階エントランスホール

◎町・県民税の申告会場においても、所得税の確定申告の受付ができますが、

次の内容の申告をする人は、国税庁ホームページまたは税務署主催の申告会で申告してください。

○住宅借入金等特別控除を初めて申告する方 ○所有する土地や建物、株式等の有価証券を譲渡した方

○株式等の有価証券の配当金や分配金など資産に投資したことによる所得がある方

○青色申告をする方 ○繰越損失や雑損失を申告する方

月日	対象行政区	申告会場	月日	対象行政区	申告会場
2月16日(月)	中村・清水端	金ケ崎町役場	3月2日(月)	下百岡・上百岡・下永徳寺 上永徳寺・上永沢第二	金ケ崎町役場
17日(火)	瘤木・横道下・高谷野		3日(火)	上平沢・下平沢 二の町・上の町	
18日(水)	谷地上・谷地下 田園パーク		4日(水)	東町・穴持・金森・改断	
19日(木)	藤巻・御免・横道上		5日(木)	遠谷巾・二日町・ニツ森 城内・矢来・諏訪小路	
24日(火)	和光・高谷野原 千貫石・長志田		9日(火)	町上・南町・栄町・町下	
25日(水)	川目・細野・野崎		10日(水)	檀原・一の台・荒巻	
26日(木)	上永沢第一・下永沢第一 下永沢第二		11日(木) ～16日(月)	全町対象	

## ！ 来場する皆さんへ

▶全町対象日は大変混み合います。混雑を避けるため、できるだけご自身の対象地区の受付日にご来場ください。

▶役場の開庁時間は午前8時30分です。開庁時間前に入場することが無いようご協力をお願いします。

▶受付開始時間までは、対応する職員は不在となり、ご案内等はいたしませんのでご了承ください。

▶申告期間中に来場できない場合は、役場税務課へご連絡ください。

▶年金収入のみで、小作料や控除の追加のみなど簡易な内容の場合で、自分で「町・県民税申告書」を作成できる人は、郵送による申告が便利です。「町・県民税申告書」は、町ホームページまたは税務課窓口にて取得できます。